

愛知県立大学と愛知県生涯学習推進センターとの協力事項に関する覚書

愛知県立大学（以下「甲」という。）と愛知県生涯学習推進センター（以下「乙」という。）は、生涯学習の支援に関する協力事項について、次のとおり、覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、地域の発展と人材の育成に寄与するため、生涯学習の支援に関し、相互に密接な連携・協力を行う。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、以下の事項について連携・協力する。

- (1) 甲が開催する公開講座の会場として、乙が管理する施設・設備を利用すること
- (2) 甲が有するコンテンツを、乙が管理する愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」に提供すること
- (3) 甲が有する資料を、乙が管理する情報ラウンジに提供すること
- (4) その他甲と乙が必要と認めること

（経費）

第3条 甲と乙との連携・協力の伴う経費は、その内容により、甲と乙との協議に基づき決定する。

（業務の委託）

第4条 乙は第2条各号に定める連携・協力事項の実施に際し、必要な業務を委託することができる。

（有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は、締結の日から2024年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第6条 本覚書に関して疑義が生じたとき、又は本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、新たに定めるものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、各自1通を保管する。

令和5年10月17日

甲 愛知県長久手市茨ヶ廻間 1522-3
愛知県立大学 学長

久 宮 本 原 玲

乙 愛知県名古屋市中区三の丸 3-2-1
愛知県生涯学習推進センター長

小 杉 正 樹